

## PCR 検査センターの設置について

新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化し、今後も感染者の増加が想定される。

一方、区内に設置されている帰国者・接触者外来は少数であり、受診者が集中しているが、その多くは、軽症患者である。また、PCR 検査は、保険診療として対応できることになっているが、地域の診療所では、PCR 検査を実施することはできない。

このため、区と医師会で協議を行い、帰国者・接触者外来に受診者が集中するのを防ぐとともに、検査前後のかかりつけ医による地域での診療体制を整備して、受診者の病状に応じた切れ目のない診療・診察を実施するために、PCR 検査センターを共同で設置することとした。

PCR 検査センターを設置することで、直ちに検査・治療へと繋げられる体制を強化し、また、陽性者をすばやく診断し、入院又は宿泊療養施設への滞在・健康観察を行うことで感染の拡大を防ぐことを目的とする。

### 1 対象者

原則として、下記のいずれかに該当する者

- (1) 医療従事者や社会福祉施設の職員等の PCR 検査陽性患者で、症状がなくなり一定期間が経過し、陰性確認が必要な者
- (2) かかりつけ医の紹介により、新型コロナウイルスの感染が疑われる者

### 2 設置期間

令和 2 年 4 月 29 日（水）～令和 2 年 10 月 31 日（土）

水曜日・木曜日 午前 10 時から正午及び午後 2 時から午後 4 時

土曜日 午後 2 時から午後 4 時

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により変更することがある

### 3 検査可能件数

水曜日・木曜日 48 件

土曜日 24 件

#### 4 検査の体制

中野区医師会に委託し、実施する

- (1) 医師（最大 2 名）
- (2) 看護師（最大 3 名）
- (3) 誘導を行う者（1 名）

#### 5 検査の流れ

- (1) かかりつけ医が、患者を診察後、必要と認めた場合に、PCR検査センターに検査依頼
- (2) PCR検査センターが、患者及びかかりつけ医に検査日時を通知
- (3) 指定された検査日にPCR検査センターにて検査
- (4) 検査から1～2日後にかかりつけ医より患者に検査結果を通知
- (5) 保健所が、陽性患者に対して勧告